

意見募集要領

1 意見募集の趣旨・目的・背景

政府は、平成 28 年 12 月に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」(以下、「官民データ法」という)第 11 条において、国、地方公共団体が保有する官民データについて国民が容易に利用できるよう措置を講じることが義務付けられ、「オープンデータ基本指針」(平成 29 年 5 月 30 日 IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年 6 月 7 日改定。)に基づき、各府省庁が保有するデータの原則公開の徹底、地方におけるオープンデータ化の更なる推進、ひいてはデータ流通の促進を図ることとしています。

また、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室において、民間ニーズに即したオープンデータの公開を促進し、データの利活用及び多様なサービスの創出に貢献することを目的として、データの公開・利活用を希望する国民や民間企業等とデータを保有する府省庁等が直接対話する「オープンデータ官民ラウンドテーブル」(以下「ラウンドテーブル」という。)を平成 30 年 1 月より実施しており、これまでに 4 回のラウンドテーブルが開催されました。

国が保有する行政データのオープン化についての取り組みが進む中、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和元年 6 月 14 日閣議決定)」及び「成長戦略フォローアップ(令和元年 6 月 21 日閣議決定)」において、各府省庁自らラウンドテーブルの開催を主体的に行うことで、更なるデータ公開を促すこととされており、総務省においても、ラウンドテーブルの開催を検討しています。その参考とするため、当省が保有するデータの公開への要望について、意見を募集します。

2 資料入手方法

電子政府の総合窓口[e-Gov](<https://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

3 提出期間

令和元年 11 月 13 日(水)から 12 月 12 日(木)17 時まで(必着)
(郵送についても、締切日に必着とします。)

4 提出様式

別添意見書提出様式に、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者

の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、提出期限までに日本語で提出してください。

5 提出方法・提出先

意見は、次のいずれかの方法により送付するものとします。なお、FAX又は郵送の場合、提出頂いた意見を電子媒体により提出していただくようお願いする場合があります。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: opendata-teian_atmark_ml.soumu.go.jp

(スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。)

総務省大臣官房企画課 宛て

(2) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省大臣官房企画課 宛て

(3) FAX を利用する場合

FAX 番号:03-5253-5160

担当電話:03-5253-5158

総務省大臣官房企画課 宛て

※担当者に電話連絡後、送付して下さい。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(1)の方法により提出してください。

6 留意事項

- ・ 本意見募集で提出されたご意見等につきましては、今後の会議における議論の参考とさせていただきます。
- ・ 意見等が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ ご記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ 提出された意見とともに、意見提出者名(法人等にあつてはその名称及び代表者

名に限り、個人で提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性(職業又は業種)を公表する場合があります。法人等にあつてその名称及び代表者名について匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

- ・ ご意見等に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 提出期間の終了後に提出されたもの、募集対象以外についてのものについては、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出されたご意見等は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出されたご意見等を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出されたご意見等を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 個人情報、企業の秘密を含むデータなど、内容によってはオープン化のご意見にお応えすることが出来ない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成 29 年 5 月 30 日閣議決定)及び「デジタル・ガバメント実行計画」(平成 30 年 7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に基づき、行政手続・行政保有データについて調査した結果がございますので、意見提出の際にご参考としてください。なお、本結果に記載のないデータに関するご意見も受け付けております。
- ・ 総務省がラウンドテーブルを開催する場合、要望の概要等について意見提出者から説明していただくようお願いすることがあります。説明をお願いする場合は、意見提出者に事前に御連絡いたしますので、あらかじめ御了承ください。
なお、オープンデータ官民ラウンドテーブルに参加されるに当たり発生する交通費等は支給されません。

7. 参考資料

- ・ 行政保有データ(行政手続等関連)の棚卸結果(平成 30 年3月 31 日時点、平成 31 年3月取りまとめ)
- ・ 行政保有データ(統計関連)の棚卸結果(令和元年9月取りまとめ)

8. 連絡先窓口

総務省大臣官房企画課

担 当: 吉野課長補佐、加藤係長

電 話: 03-5253-5158

F A X: 03-5253-5160

電子メールアドレス: opendata-teian_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。